

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年2月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

年金記録の訂正を不要としたもの 20件

厚生年金保険関係 20件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700126号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700049号

第1 結論

請求者のA事業所における平成27年7月10日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

平成27年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年7月10日

A事業所から平成27年7月10日に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A事業所が保管する全社員賞与集計表、賞与振込送信データ一覧及び送信結果により、平成27年7月10日に同事業所から50万円の賞与の支払を受け、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700131号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700050号

第1 結論

請求者のA事業所における平成27年7月10日の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

平成27年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年7月10日

A事業所から平成27年7月10日に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A事業所が保管する全社員賞与集計表、賞与振込送信データ一覧及び送信結果により、平成27年7月10日に同事業所から100万円の賞与の支払を受け、100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700070号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700029号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における農林漁業団体職員共済組合員資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月から昭和54年3月まで
昭和53年4月から昭和54年3月までA事業所の本部に臨時職員として勤務していたが、年金記録によると、農林漁業団体職員共済組合(以下「農林共済組合」という。)の組合員記録がない。
請求期間について、農林共済組合の組合員期間として記録し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間中に、A事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、農林共済組合は、請求者が組合員であった記録はないと回答している上、A事業所は、農林共済組合に加入させた者について記録した農林年金組合員名簿を確認したが、請求者の名前は記載されていなかったと回答している。

また、A事業所は、当時の賃金台帳等は保管していないが、以前は、臨時職員を農林共済組合に加入させていない場合があり、同組合に加入させていない者については、給与から掛金を控除しない取扱いを行っていた旨を回答している。

さらに、請求者が請求期間当時に一緒に働いていたとして名前を挙げた正職員の同僚9人のうち、個人が特定できた3人に照会したものの、いずれの者からも請求者の請求期間に係る農林共済組合掛金が給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

加えて、農林共済組合から提供された「喪失組合員照会」により、請求期間に農林共済組合員であったことが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた9人に照会し、全員から回答が得られたところ、このうち、請求期間当時に社会保険事務を担当していたとする者は、当時、短期雇用者については、健康保険や農林共済組合に加入させていない場合があった旨を陳述しており、他の8人からも、請求者の請求期間に係る農林共済組合掛金が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における農林共済組合掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が農林共済組合員として、請求期間に係る共済組合掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1700067 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 1700030 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所 (現在は、B 事業所) における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 13 年 10 月 1 日から平成 14 年 5 月 24 日まで
A 事業所に勤務していた期間のうち、請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低く記録されている。
平成 13 年分及び平成 14 年分の給与所得の源泉徴収票の写し等を提出するので、請求期間について標準報酬月額を見直し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された平成 13 年分、平成 14 年分給与所得の源泉徴収票の写し及び B 事業所から提出された平成 13 年分、平成 14 年分賃金台帳 (以下「賃金台帳等」という。) によると、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額 (10 万 4,000 円) を超える報酬 (16 万 500 円から 16 万 1,500 円まで) を支給されていたことが確認できるものの、厚生年金保険料は翌月控除であり、当該標準報酬月額 (10 万 4,000 円) に見合う厚生年金保険料 (9,022 円) を給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該事業所は、当時の届出に係る資料はない旨の回答をしており、日本年金機構は、平成 13 年の算定基礎届は保存年限経過により現存していないと回答していることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の届出内容について確認することができない。

さらに、当時の厚生年金保険法では、事業主の届出 (算定基礎届) により、社会保険庁長官 (当時) は、被保険者が毎年 8 月 1 日現に使用される事業所において同日前 3 月間 (その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が 20 日未満である月があるときは、その月を除く。) に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定し、これをその年の 10 月から翌年の 9 月までの各月の標準報酬とする旨規定されていたところ、i) オンライン記録によると、請求者は、平成 13 年 6 月 26 日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、平成 13 年算定基礎届の提出対象者であったことが確認できること、ii) 当該事業所は、給与締日は毎月 15 日と回答しており、請求者の平成 13 年 7 月の支払基礎日数 (歴日数) は 20 日となること、iii) 当該事業所は、入社月の日割り分 (10 万 2,720 円) を算定に含めて届出を行ったのではないかと考えられる旨の回答をしており、賃金台帳等によると、平成 13 年 7 月に支払われた請求者の報酬月額 (給与総支給額) は 10 万 2,720 円であったことが確認できる上、当該報酬月額に見合う標準報酬月額 (10 万 4,000 円) は、請求者の請求期間に係るオンライン記録の標準報酬

月額と一致していることを踏まえると、当該事業所は、請求者の請求期間における標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額を 10 万 2,720 円として算定基礎届を行ったものと推認される。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を請求期間に係る標準報酬月額として認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間における標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額（10 万 2,720 円）に見合う標準報酬月額及び請求期間における厚生年金保険料控除額（9,022 円）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（10 万 4,000 円）と同額であることから、請求期間については、厚生年金特例法による保険給付の訂正の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700077号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700031号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月30日

平成16年12月30日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成29年8月31日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された請求者に係る社内申請書の写し及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写し、並びに一人の同僚に係る社内申請書の写し及び給与賃金台帳によると、請求者は、平成16年12月30日に調整支給として21万2,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の請求者に係る社内申請書の写しによると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが認められる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700078号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700032号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月20日

平成17年12月20日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成29年8月31日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された支給控除明細一覧表及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成17年12月20日に調整支給として22万3,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の支給控除明細一覧表によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700079号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700033号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月20日

平成17年12月20日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成29年8月31日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された支給控除明細一覧表及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成17年12月20日に調整支給として21万4,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の支給控除明細一覧表によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700080号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700034号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年2月20日

平成18年2月20日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成29年8月31日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された支給控除明細一覧表及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成18年2月20日に調整支給として39万6,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の支給控除明細一覧表によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700081号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700035号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年3月20日

平成18年3月20日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成29年8月31日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された支給控除明細一覧表及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成18年3月20日に調整支給として43万9,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の支給控除明細一覧表によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700082号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700036号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月20日

平成18年12月20日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成29年8月31日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された支給控除明細一覧表及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成18年12月20日に調整支給として23万5,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の支給控除明細一覧表によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700083号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700037号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月20日

平成18年12月20日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成29年8月31日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された支給控除明細一覧表及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成18年12月20日に調整支給として24万3,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の支給控除明細一覧表によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700084号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700038号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年8月20日

平成20年8月20日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成29年8月31日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された給与賃金台帳、支給控除明細一覧表及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成20年8月20日に調整支給として42万2,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳及び支給控除明細一覧表によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700085号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700039号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年10月20日

平成20年10月20日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成29年8月31日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された給与賃金台帳及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成20年10月20日に調整支給として55万2,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700086号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700040号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年4月20日

平成21年4月20日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成29年8月31日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された給与賃金台帳及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成21年4月20日に調整支給として63万3,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700106号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700041号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年8月20日

平成21年8月20日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成29年8月31日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された給与賃金台帳及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成21年8月20日に調整支給として35万円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700107号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700042号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年9月17日

平成22年9月17日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成29年8月31日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された給与賃金台帳及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成22年9月17日に調整支給として58万5,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700108号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700043号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年5月20日

平成23年5月20日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成29年8月31日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された給与賃金台帳及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成23年5月20日に調整支給として68万2,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700109号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700044号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年9月20日

平成23年9月20日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成29年8月31日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された給与賃金台帳及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成23年9月20日に調整支給として50万4,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700110号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700045号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年2月20日

平成24年2月20日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成29年8月31日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された給与賃金台帳及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成24年2月20日に調整支給として39万6,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700111号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700046号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月20日

平成24年6月20日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成29年8月31日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された給与賃金台帳及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成24年6月20日に調整支給として25万4,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700112号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700047号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月20日

平成25年6月20日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成29年8月31日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された給与賃金台帳及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成25年6月20日に調整支給として41万9,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700113号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700048号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月20日

平成26年6月20日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成29年8月31日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された給与賃金台帳及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成26年6月20日に調整支給として49万円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。